

16 工場立地法に基づく届出制度

●担当課
企業立地課 立地支援担当
(電話048-830-3800)

目的

工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定規模以上の工場を新增設する場合には、生産施設の面積や緑地等の整備状況を届出することとし、その届出が「工場立地に関する準則」等に適合しない場合には、勧告・命令等を行う。

制度概要

対象工場

- ◆業種： 製造業、電気・ガス・熱供給事業者（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）
- ◆規模： 敷地面積 9,000m²以上 又は 建築面積 3,000m²以上

届出義務

生産施設面積や緑地の整備状況について原則、着工の90日前（但し、申請により短縮可）までに届出。

規制項目

- ・敷地に占める「生産施設」の面積の上限 業種により、30%～65%
- ・敷地に占める「緑地」、「環境施設」の面積の下限 25%以上（うち緑地は20%以上）

※ 生産施設：
物品の製造施設、加工修理施設その他の主務省令で定める施設

※ 緑地
植栽その他の主務省令で定める施設

※ 環境施設
緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めるもの

●事業主体

対象工場の設置者

●根拠法令等

工場立地法第6条～第13条

●創設年度

昭和49年度

●制度の留意点

届出先は各市町村

■工場立地法に基づく届出制度フロー

